# 3 現地調査(ヒアリング調査)の結果について

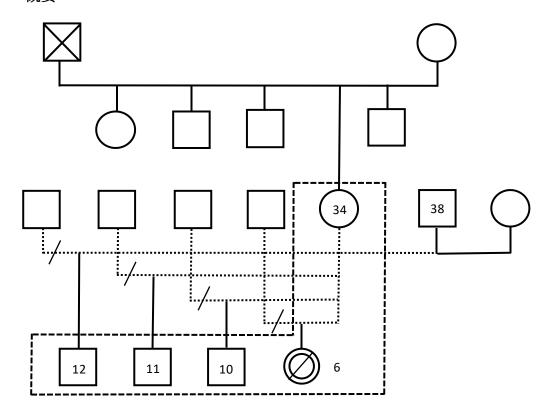
# (1) 死亡事例

本委員会では、検証対象事例の中でも特徴的、かつ、特に重大であると考えられる死亡事例について、都道府県、市区町村及びその関係機関等を対象に、 事例発生当時の状況や対応等の詳細に関してヒアリング調査を行った。

各事例のヒアリング調査を通して把握された問題点やそれぞれの対応策について、本委員会においてとりまとめた。なお、本報告では、各事例について関係機関ごとに問題点や対応策をまとめているが、各課題や対応策を参照し互いの役割等の理解を深めることで、関係機関間の連携の質の向上に役立てていただきたい。

# ① 数回の虐待通告歴、一時保護歴があった家庭で、実母とその交際相手の暴行により死亡した事例

# ア 概要



- ・ 実母は、すべて父親が異なる非嫡出子4人を出産している。
- ・実母とこども4人は、本事案発生の3年前に転入してきた。
- ・転入時より、生活保護を受給していた。
- ・実母、本児、きょうだい児は医療機関に通院していたが、次第に受診しなくなり、受診を中断していた。
- ・ 転入後、本事案発生までに計5回の虐待通告があった。
- ・本事案発生の約2年半前、家の片付けや必要な行政手続きができていない 等、実母の養育状況に不安があると市区町村虐待対応担当部署へ最初の虐 待通告があり、その10日後、本児及びきょうだい児は要保護児童対策地 域協議会に登録された。
- ・最初の虐待通告から1か月後、実母の交際相手から本児への暴力が疑われるという内容で児童相談所が虐待通告を受け、児童相談所、市区町村虐待対応担当部署は面接を行い本児の痣を確認した。実母は、痣について「どこかにぶつけた」と話し、交際相手の存在について発言は無かった。
- ・本事案発生の1年前、実母と交際相手が本児を裸の状態のまま墓地に立た せて叱責していたことを受け、児童相談所が本児を一時保護した。
- ・本児の一時保護中、日常的な暴力は認められなかったことや、実母と交際 相手から反省の弁があったこと、家庭訪問や面接の受入の同意も得られた こと等から、約2週間後に家庭引取りとした。
- ・一時保護の実施後、交際相手は「知人として子育てを手伝っている、しつけ としてこれまでも墓地に連れて行ったことがある」と話しており、実母も 「本児に叱られたことを理解してもらうための行動だった」と話していた。
- ・本事案発生の半年前、本児及び家族は同じ自治体内で転居したが、実母の 拒否により転居先の市区町村虐待対応担当部署の担当者への引き継ぎのた めの同行訪問はできなかった。
- ・転居後は、所属機関による見守り、児童相談所による家庭訪問等が行われ ていた。
- ・本事案発生直前の長期休暇中、本児及びきょうだい児へ1日中食事が与えられなかった日が数日あり、長期休暇後にはきょうだい児の体重減少が認められた。
- ・実母自身も社会的養護の経験者であった。

# イ 家族全体の生活実態の把握と家族機能の構造的なアセスメントの実施 【児童相談所、市区町村虐待対応担当部署】

# (ア) 事実

- ・実母は、すべて父親が異なる非嫡出子4人を出産している。
- ・家に出入りする交際相手から本児が叩かれているという通告があったが、 通告元を秘匿する必要があることから、事実確認や交際相手へのアプロー チができないまま事態が経過した。
- ・市区町村虐待対応担当部署が実母と面談した際、交際相手の存在に対する 質問に対し、実母は否定して怒った。
- ・交際相手が家に出入りするようになってから、実母は支援者を拒むように なった。
- ・市区町村母子保健担当部署は転入前の自治体から本家庭の医療・障害者手 帳に関する情報を得ていたが、家族全体の生活実態に関する情報は、どの 関係機関も得ていなかった。
- ・本児を含むきょうだい児全員に、神経発達症(発達障害)の傾向があった。
- ・実母及び本児を含めたきょうだい児は医療機関に通院していたが、次第に 受診しなくなり、受診を中断していた。

# (イ) 問題点

- ・実母の幼少期からの家族関係や生活環境の変化などの生育歴を踏まえると、 実母は養育者との愛着関係の欠如に起因した愛情を求める気持ちが強かった 可能性がある。そのような実母にとって、交際相手は愛情を満たす存在だっ たかもしれず、実母が交際相手から見捨てられるという不安を感じていた場 合、交際相手によるこどもや実母自身への暴力があったとしても、交際相手 からこどもと実母自身を守る行動をとることを難しくしていたと推測される。 その場合、支援機関からの意見や助言は実母に理解されず、むしろ実母自身 を非難しているように捉え、支援者を遠ざけた可能性がある。
- ・実母に対する注意喚起が繰り返されていたが、これほど長い期間同じ状態が続いていることを踏まえれば、注意で改善されることはないと捉えるべきであった。実母のニーズに注目しない、身体的虐待に対する指導的な関わりは、不適切な養育をしている危険な母親と評価されたと実母に感じさせ、支援者を拒み、転居を通じて地域の支援を断ち切り、交際相手との関係に対する依存度を高め、より一層孤立することになり虐待が潜在化しやすくなった。
- ・実母の生きづらさ、実母と交際相手の関係性、依存度についてのアセスメントが不十分であり、実母にとっての交際相手の存在の意味等についての

理解が十分にできていなかった。

- ・児童相談所や市区町村虐待対応担当部署は交際相手の存在に重きを置き、 実母の養育能力の限界によるネグレクト状態にあることや、こどもが守ら れていない状態にあったことが軽視された。
- ・実母がこどもを守り安全を確保できていないことは明らかであり、交際相手が暴力に及んだ際も積極的に止める様子や悩んで苦悩している様子もなく、極めて危険な状態であったと言わざると得ない。
- ・ネグレクトと判断したが積極的な養育支援は行われていなかった。実母は 養育困難感を感じており、交際相手の叱責によりこどもたちをコントロー ルしようとしていた。
- ・交際相手の養育への関与状況が把握できていなかったこと、通告元を秘匿 する必要があることから、児童相談所は十分な調査及び評価ができず、リ スクの判断が遅れた。
- ・関係機関は、虐待の重症度はアセスメントしていたが、家族力動の中での 課題、家族が有するニーズについての評価は積極的に実施しておらず、転 居前の支援機関の関わりとそのアセスメント内容、本児を含めたきょうだ い児全員の成長曲線、家族全体の生活状況等、アセスメントのための情報 全般が不足していた。
- ・本児やきょうだい児の特性が、生来的な特徴によるものか、ネグレクト状態により生じたアタッチメント形成の問題に起因して生じた発達上の問題かについて幼少期の情報を把握の上で判断すべきであったが、行われていなかった。
- ・実母及びこども達の医療機関受診状況が不安定であることによる影響について、十分に評価できていなかった。

# (ウ)対応策

本事例のように交際相手が出入りしている場合、交際相手から不適切な関わりによってこどもに何らかの影響が与えられることを想定する必要がある。「交際相手にこどもがたたかれた」という事実に対して、非常に危険であるという感覚を持つべきである。

さらに、実母の生育歴、出産歴に特異性がある場合は特に、その背景を踏まえ、当該家庭の歴史を読みとろうとすることが必要である。その時点で表出している家族の状態像だけではなく、その状態に至った背景や実母が置かれている状況を理解し、これまでの子育ての歴史や大事にしてきたことや今できていることに注目して労い、こどもの未来に焦点を合わせた対話をすることで、実母のエンパワーメントに繋げられる可能性がある。特に市区町村

虐待対応担当部署は、児童相談所と役割分担を行い、家族の思いに寄り添いながら関わることが重要である。このように、交際相手等を含む虐待の加害者に対する注意指導をすることに偏った虐待対応を見直し、虐待通告をきっかけに家族のニーズのアセスメントを適切に行い、対応について地域内で協議する文化の醸成が求められる。

また、家族のアセスメントの際には、加害者の攻撃性だけを評価するのではなく、こどもを守る立場の人の有無や、守る立場の人が守ろうとしているか否かをアセスメントし、守れる立場にある人が家庭や周囲にいないということはリスクが高いということを認識することが非常に重要である。

加えて、こどもの愛着形成は3歳までの養育が大きな影響を与えるとされていることから、こどもの情報については特に3歳までの情報を丁寧に収集することを心がけるべきである。また、これまでの死亡事例においても転居はリスクとして留意すべきポイントとして指摘されているが、前居住地から事例の引継ぎや情報提供が無い場合においても、必要に応じて積極的に前居住地での状況の把握のため情報収集をすべきである。

# ウ 状況の変化に応じたリスクアセスメントの実施

# 【児童相談所、市区町村虐待対応担当部署】

# (ア) 事実

- ・虐待種別を「ネグレクト(保護者以外からの身体的虐待)、支援レベル2」 とした後、本児の保育園の登園状況が安定していることから、事案発生ま での間に虐待種別やレベルを変更することはなかった。
- ・要保護児童対策地域協議会の実務者会議は定期的に行われていたが、本事 例は多くのケースの1つとして取り扱われ、リスクが高いケースの抽出や 方針の見直し、検討ができていなかった。
- ・本児の痣、転居に伴う家庭訪問の拒否、食事を与えられていないという情報に加え、長期休暇後の体重減少等のリスクサインがあり、さらには一時保護も必要とした状況があったが、多機関によるケースカンファレンスは開催されず、地域全体での情報共有やアセスメントのための機会がなかった。
- ・実母は、市区町村虐待対応担当部署の調査のための訪問に不満を漏らしつ つも受け入れを拒んではいなかったが、本児の保育園の登園状況が安定し ていることを理由に、市区町村虐待対応担当部署は積極的な介入をしてい なかった。

#### (イ) 問題点

・墓地で本児を裸にして叱責していたという虐待行為による身柄付通告及び

- 一時保護があったが、虐待種別やレベルの変更をしておらず、支援方針を変更する契機を適切に捉えられていなかった。
- ・墓地で裸にして叱責するという行為は極めて異様であり、このような異様 な事態が起きた場合は何らかのリスクを疑うべきであった。
- ・一時保護時等の重要な場面での個別ケース検討会議が開かれておらず、地域全体での情報共有及びアセスメントのための機会がなかった。
- ・要保護児童対策地域協議会実務者会議が形骸化し、支援方針の見直し、検 討ができていなかった。
- ・多機関によるケースカンファレンスが行われなかった背景には、「ネグレクト 要支援レベル2」という判断の固定化、「最悪の結果には至らないだろう」と考えてしまう組織の力動が働き、ケースが潜在化してしまった可能性がある。
- ・リスク判断の要となる児童相談所の「ネグレクト 要支援レベル2」とい う判断が市区町村虐待対応担当部署の動きを消極的なものにした可能性が ある。

# (ウ) 対応策

児童相談所や市区町村虐待対応担当部署がリスクを適切に判断するためには、虐待通告等があった際、必要に応じて関係機関とのカンファレンスを実施することが有効である。具体的には、関係機関による判断の固定化に疑いを持てるよう、固定された関係者のみで検討するのでなく、組織内や組織間で互いにチェック機能を持つよう意識すること、他職種や外部専門家の複数の視点により多面的な検討が可能となる。

また、支援・介入経験を通して得られる直感的推論は、リスクアセスメントと合わせて検討することが必要である。本事例のように、担当児童福祉司の経験年数が少なく、経験値を踏まえたリスクの察知につながりにくい場合は、SV、他の児童福祉司や他職種等の複数の視点が入る仕組みをつくることが重要である。

さらに本事例は、一時保護後の継続指導中である長期休暇後に体重減少を確認しているが、その際、体重減少の程度や家庭内の食事の状況等について児童相談所の医療職種等に確認し、より正確に家庭の状況の変化を推察の上、指導、再保護の検討をすべきであった。特に、一時保護後の家族への介入は、より高い強制力での対応がしやすいため、関係機関との役割分担をしながら、必要であれば躊躇なく介入を行うことが求められる。

# エ 一時保護開始・解除時の総合的なアセスメント、丁寧な調整、継続支援 の実施

# 【児童相談所】

# (ア) 事実

- ・一時保護時点で、交際相手から実母へのDVの可能性があること、実母が 交際相手の暴力を利用した養育をしている状況は確認できていたが、警察 からの身柄付通告時に本児のみを一時保護とした。
- ・一時保護実施後の家庭引取り時、関係機関による支援体制を十分に構築しないままに、実母と交際相手に対する面接の継続、実母への注意喚起を行い、家庭引取り、措置によらない継続指導とした。その後、交際相手との面接は行われなかった。

#### (イ) 問題点

- ・きょうだい児全員を一時保護することで、交際相手の状況も含めた詳細な 家庭状況の情報が得られ、その後のアセスメントに活かせた可能性があっ たが、実施しなかった。
- ・親子分離について、実母と距離をとり良好な母子関係をつくるための支援 の一環であると捉えられていなかった。
- ・家庭復帰にあたり、親族を含めたアセスメント及び支援のためのネットワーク構築をしていなかった。
- ・実母と交際相手との継続的な面接の約束、実母への注意喚起だけでは安全 が担保されているとは言えないにもかかわらず、家庭引取り可と判断した。
- ・家庭引取り後、本児が叩かれたという情報は把握されず、虐待の実態が外部から見えにくくなった可能性がある。

# (ウ)対応策

本事例においては、一時保護期間中に家庭環境の十分な調査と要保護児童 対策地域協議会個別ケース検討会議を行い、各機関の支援者が感じていた懸 念点について共有した上で、地域における支援計画を検討する必要があった。

また、きょうだい児全員の一時保護と連動してDV関連部署とも連携して 実母にアプローチすることで、実母と交際相手との関係性の変化によって実 母が危機に陥ることのないようにすることができた可能性がある。これらを 実施するためには、児童相談所職員が親子分離により家族調整をしながら支 援を継続するスキルを獲得するとともに、十分な一時保護所の受入体制の整 備が求められる。

そして、家庭引取り時はフォーマル、インフォーマルなネットワークの構

築によりその後の家庭を支援する体制を整えることが重要である。具体的には、こどもたちと継続した関わりの中で、こどもたちが心配していることについて相談できる先の確保、周囲の支援者がすぐに対応できる体制整備があり、これらに向けて努めるべきである。

# オ 支援機関の体制の強化

# 【児童相談所、市区町村虐待対応担当部署】

# (ア) 事実

- ・市区町村虐待対応担当部署の担当職員の対応件数は100件以上であった。
- ・児童相談所の担当児童福祉司の経験年数は1年未満であり、対応件数は非 行、障害を除いて80件以上であった。
- ・SV自身も、児童福祉司として多くの件数を担当していた。

#### (イ) 問題点

- ・担当職員の対応件数が非常に多く、その中からリスクが潜むケースを見つけ出し、十分に事例のアセスメントの上で的確な判断をすることは困難な状況であった。特に、本事例のようなネグレクト事例は、重篤度の認識の面で優先度が低くなり、他の多くの事例の中に埋もれてしまう危険性がある。
- ・経験年数1年未満の児童福祉司としては、処理できない程の件数と重篤事 例を担当及び対応せざるを得ない状況であった。
- ・経験年数の少ない職員が多く、SV自身が重篤な事例も含め、多くのケース及び重篤な事例を担当せざるを得ず、SVがスーパービジョンに専念できなかった。

# (ウ)対応策

児童相談所等の支援機関の人員体制の見直し、重症度の高い事例以外も丁寧にアセスメントできるような体制とすることが必須である。

したがって、児童相談所の児童福祉司の配置数については、管理職やSVを含めない児童福祉司数を基に、非行ケース等の虐待相談以外の相談も含めた対応件数が地区担当職員1人あたり約40ケース相当以下となるよう整備していくことが喫緊の課題である。

また、経験年数の少ない職員に対しては、過度の負担とならないようSVによる十分な支援を確保の上で、段階的に対応件数を増やした後に重症ケースの担当にするなど、過度の負担にならないような工夫が求められる。

なお、SVによる十分な支援体制の確保に向けては、児童福祉法施行令第

3条第2項で定められているように、児童福祉司5人に対してSV1人とすることとし、SVが指導、教育に専念できるような状況を整えることが重要である。

# カ 母子保健部署の特性を活かした支援の強化 【市区町村母子保健担当部署】

#### (ア) 事実

- ・実母の育児負担軽減を目的とし、行政手続の支援、実母やこどもの医療機 関受診の同行、こどもの発達相談等、電話連絡や対面により実母のニーズ に沿った関わりをしていた。
- ・母子保健部署からの訪問や電話連絡に対し、当初は実母の受入れが良く、 実母から電話相談が来ることもあった。
- ・交際相手が家に出入りするようになってから実母は支援者を拒むようになり、さらに、担当者の変更や本家庭の転居も重なり、実母はより関わりを 拒否するようになった。

#### (イ) 問題点

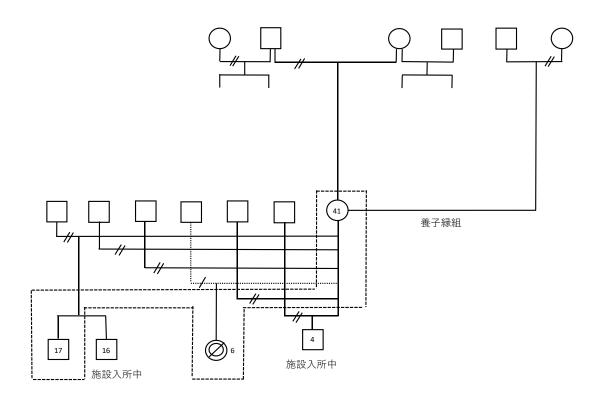
- ・関係機関との連携の中で、母子保健担当部署の役割をどのように位置付けるのか不明確であった。
- ・要保護児童対策地域協議会実務者会議が形骸化し、支援方針の見直し、検 討には至らず、重要な場面で個別ケース検討会も開催されなかったため、 地域全体での情報共有やアセスメントの機会がなかった。
- ・本児を含めたきょうだい児と実母の医療機関への定期的な受診が出来ておらず、継続的な治療のための支援が出来ていなかった。
- ・医療機関と母子の効果的な関わりとなっているか評価が出来ていなかった。

#### (ウ)対応策

母子保健担当部署は、児童相談所や市区町村虐待対応担当部署とは異なる立場からのアプローチが期待された機関である。加えて、適宜、医療機関への情報提供を行うことで支援のネットワークを広げられる可能性があることから、母子保健部署の特性を活かした支援を強化し、より多層的に支援をしていくことが期待される。

# ② 外出を繰り返す実母に代わり妹の世話をしていた異父兄が、妹に暴行を加えて死亡させた事例

# ア 概要



- ・本児、異父兄、実母には、それぞれ設置主体の異なるA児童相談所(実母の居住地、本児及び異父兄の移管先)、B児童相談所(異父兄の移管元)、 C児童相談所(本児の移管元)が関わっていた。
- ・本児、異父兄の移管後は、実母の居住地であるA市虐待対応担当部署も家 庭訪問等を行い関わっていた。
- ・実母は薬物使用等により複数回の逮捕歴があった。
- ・異父兄は、生後 10 か月頃から複数箇所の社会的養護を経験し、高校1年 時には里親委託措置となった。
- ・本児は、生後2か月頃から一時保護を経て社会的養護下で生活し、生後7か月から措置解除に至るまで家庭復帰を目指した外泊以外で実母と生活したことはなかった。
- ・本事案発生時を含め、他のきょうだい児も生活の大部分を社会的養護下で 過ごしていた。
- ・C児童相談所は、事案発生の2年前から本児の実母宅への家庭復帰を目指

した外泊を開始し、家庭引取りに向けた準備をしていた。

- ・異父兄は非行行動等により委託していた里親宅での生活が困難であったことや異父兄の意向も踏まえ、B児童相談所が自立に向けて支援していた。
- ・事案発生の半年前、戸籍情報から実母の連絡先を把握したB児童相談所は 実母と連絡を取り始め、実母と異父兄の面会交流を開始した。
- ・本児の家庭引取りに向けて動いていたC児童相談所は、B児童相談所による異父兄の急な自立支援及び家庭引取りとなる可能性が生じる方針に懸念を示していた。
- ・事案発生の半年前、異父兄がD市にて就労、生活を開始した。
- ・事案発生5か月前、B児童相談所は異父兄を措置停止し、異父兄は住み込み就労(家庭引取りでなく自立)となったが、異父兄の仕事の定着や実母 宅へ移る見込みは不透明であった。
- ・C児童相談所は異父兄の住み込み就労先が期日までに確保されなければ本 児の措置は継続する方針としたが、事案発生の5か月前、異父兄の住み込 み就労が開始されたこと、実母及び継父の希望や本児の意向を踏まえC児 童相談所は本児を措置停止、家庭引取りとした。
- ・事案発生の4か月前、B児童相談所は異父兄の措置を解除しA児童相談所 へケース移管を行った。この頃、異父兄は実母宅に頻繁に出入りするよう になっていた。
- ・継父は異父兄が実母宅に出入りするようになってから異父兄や実母と関係 不良となり、事案発生3か月前には家に帰って来なくなった。
- ・事案発生の3か月前、C児童相談所は本児の措置を解除し、A児童相談所 ヘケース移管を行った。
- ・本児、異父兄のケース移管にあたり、それぞれ設置主体の異なるA児童相談所、B児童相談所、C児童相談所が一堂に会する会議は、日程が合わず開催されなかった。
- ・本児のケース移管から数日後、実母からA児童相談所に本児の性的発言について相談があり、事実確認及び行動観察のため2週間の予定で一時保護を開始した。
- ・一時保護の翌日、本児が新型コロナウイルス感染症罹患により入院したため、本児に事実確認及び行動観察できないまま一時保護を解除し、家庭復帰となった。
- ・本児退院後、再度の一時保護を検討したが、実母の一時保護の必要性に対する認識の低下も踏まえ、一時保護の実施時期は未定となった。
- ・登校したがらない様子の本児の世話をすることに対し、異父兄は実母から 高い評価を受けていた。A児童相談所は、異父兄を「面倒見がよく、実母

による養育の支援者」と捉えていた。

- ・実母は経済的に不安定で、異父兄からお金を借りることがあった。
- ・A市虐待対応担当部署や本児の所属する小学校は、実母が夜間不在にする 等、不適切な養育状況に危機感を抱いており、早期の一時保護を検討する ようA児童相談所に何度か連絡していたが、A児童相談所は長期休暇中に 一時保護する方針であると返答していた。
- ・事案発生 10 日前、深夜に本児と異父兄がコンビニにいたことから、警察からネグレクト(夜間放置)による通告予定であるとA児童相談所に連絡したが、警察が確認した範囲では本児に傷や痣は無かった。
- ・A児童相談所は、ネグレクト(夜間放置)による通告予定であると警察からの連絡を受けた後も、長期休暇中に一時保護を実施する方針を変えなかった。
- ・事案発生5日前、家庭訪問したA市虐待対応担当部署の職員は、部屋の奥 にいる本児の姿を玄関先から遠目に確認した。

# イ 措置開始・解除時の総合的なアセスメント、丁寧な調整、継続支援の実施 【A児童相談所、B児童相談所、C児童相談所】

# (ア) 事実

- ・関係機関は、実母の過去の薬物使用歴について把握していたが、精神疾患 の有無に関する詳細な情報は医療機関に照会したが回答が得られず把握で きなかった。
- ・B児童相談所は、異父兄について心理アセスメントを実施していたが、社会的養護下にあった乳幼児期の異父兄と家庭状況に関する情報を入手せずに支援を進めていた。
- B児童相談所は、異父兄に非行等の問題があることは認識していたが、対 人面で攻撃性についての問題はないと判断していた。
- ・異父兄と実母の交流開始から里親委託措置解除までの期間は約2か月であった。
- ・異父兄が短期間の親子交流で里親委託措置解除になることを懸念する自治 体もあったが、里親宅に戻せない状況であったため、B児童相談所は措置 停止を決定した。
- ・B児童相談所は、異父兄のケース移管及び措置解除にあたって、実母、A児童相談所との合同面接を実施したが、異父兄を含めたA児童相談所との合同面接は実施していなかった。異父兄には就労や生活の面で自立の方針を提示し、困り事の有無を確認していたが、異父兄は支援に前向きではなく、自らニーズを表出することはなかった。

- ・C児童相談所は、本児の措置停止期間中の家庭訪問時に、継父が暫く家に帰ってきていないこと、異父兄が一時的に同居していること、本児が数日間登校できていないこと等を把握したが、その後の援助方針会議により本児の措置解除を決定した。
- ・C児童相談所は、本児のケース移管時にA児童相談所に引き継いだリスク として、実母が起きられず本児が登校しなくなる可能性があること、実母 が精神的に不安定になり連絡がつきにくくなること、突然転居してしまう 可能性があることを挙げていた。
- ・異父兄が実母宅に出入りし始めた後に継父が家を出て行った結果、養育経験がほとんどない実母と、最近まで互いの存在も知らなかった本児と異父兄が同居するという母子家庭となり、いずれの支援機関も想定していなかった家族構成になっていた。

# (イ) 問題点

- ・B児童相談所は、過去に関与していた異父兄の支援機関の記録や対応歴や 各機関が積み重ねてきたアセスメント内容が引き継がれておらず、異父兄 の人物像や当時の家庭の状況を的確に捉えられていなかった。
- ・実母の生育歴による生きづらさ等を踏まえた人物像、精神疾患の治療状況 等の把握、評価が行われていなかった。
- ・従前から関係性の薄い実母と異父兄が関係を築くにあたり、2か月間では 期間が短すぎて困難であった。
- ・B児童相談所は、異父兄が里親宅に戻ることは異父兄にとって適切ではないと判断し、措置解除を前提とした措置停止を行っていた。
- ・異父兄の就労の定着や今後、実母宅に帰る可能性については不透明であり、 異父兄と本児との関係性についてB児童相談所は十分に評価しないまま、 異父兄の措置を解除した。
- ・愛着障害、逆境的小児体験を経たこどもが成長する際、行動面として非行 事象として表現する場合があることを、支援者が理解できていなかった可 能性がある。
- B児童相談所は、異父兄の相談先を確保しないまま措置解除及びケース移管をした。
- ・C児童相談所は、異父兄が同じ家庭で生活するのであれば本児の家庭引取りは不可と判断し、継父と実母の2人で養育することが本児の家庭引取りの前提としていたが、継父が家に帰ってきていない事実を把握した後は、 実母1人での養育となることも想定した引き継ぎをする等、家族が不安定な状態にあることを認識しながらも、措置解除を決定した。過去の経過を

踏まえ、親しい男性との関係性が崩れた場合は実母の養育放棄の危険性について判断すべきであったが、本児の不登校状態に実母が対応できない可能性を中心とした引継ぎがされ、実母の養育放棄の危険性が重視されていなかった。

- ・実母の生育歴や男性への依存、衝動性の高い行動を踏まえると環境によって容易に養育が難しくなる実母と考えられるが、C児童相談所は実母の養育に懸念があるにもかかわらず、措置停止期間中の家庭訪問で本児の社会的養護先である児童養護施設職員による個別面談を実施したのみで、児童相談所職員による本児の意向確認を直接実施しなかった。
- ・支援機関が想定していなかった家族構成となったことを把握した後も、本 児、異父兄、実母の3人暮らしは支援機関に問題視されずに継続された。

# (ウ)対応策

本事例のように経過の長い事例において家庭復帰を検討するためのアセス メントでは、一時点における表面的なこどもや家族の状態像だけでなく、過 去の経過と現在の家族構成を踏まえたリスクについて検討する必要がある。

特に、本事例のように、過去に社会的養護を経ている児童については、適切な見立て及び支援を行うため、必ず過去の対応記録を取り寄せるなどにより情報収集を行う必要がある。特に、乳幼児期の養育状況はその後の成長過程に影響する場合があるため、乳幼児期の情報は非常に重要である。本事例の異父兄においても、非行の背景に関するアセスメントや支援方針の検討のためには、乳幼児期の情報を丁寧に収集することが不可欠である。

また、家族の問題解決能力についても判断した上で措置解除を検討することが求められるが、本事例では、実母、本児、異父兄の生育歴等に関する情報を収集及び精査することで、三者による同居生活は極めて不安定で安全でないことを把握できた可能性がある。

加えて、家庭復帰後の生活において、家庭復帰を目指した外泊の際には顕在化しなかった課題が新たに現れる可能性を想定しておかなければならない。特に、本事例のように家族関係や養育環境の変化は、家庭が不安定になるリスクとして十分に留意する必要がある。また、家庭引取り後の適応状況を確認する目的で措置停止を行うことがあるが、その間も児童相談所は要保護児童対策地域協議会と協働の上、保護者が地域の関係機関から適切な援助を受けて養育できているか、こどもが安心して安全に暮らせているかをモニタリングすることが重要である。そのため、児童相談所は、親子の生活実態についてこどもから直接聴取し、状況に合わせて、こどもの意向を適切に把握することが必須である。更に、家庭引取りを進めるにあたっては、当該家庭と

の約束事や守るべき状況・基準について、関係機関間で事前に共有しておくことも重要である。例えば、家庭引取りの準備が順調に進んでいたとしても、当該家庭と事前に約束していた守るべき状況が守られていない場合等、こどもにとって安心して安全な生活をすることが困難になったり、家族が不安定な状況へと変化したりしたことを把握した際は、措置停止の継続を検討の上、進みつつある家庭復帰の仕切り直しや中止も厭わないことを徹底すべきである。異父兄のように元の措置下に戻ることが難しく、また本人に自立の意向がある場合には、自立援助ホーム等の代替策を講じることも求められる。

児童養護施設の退所時や里親委託の解除時は、こども本人の相談先を明確にして確実に認識しておいてもらうことが重要であり、併せて、その相談先に対してこれまでの支援歴等も含めた情報を提供しておくことも必要である。特に本事例のように、支援者との関係を構築することが困難な場合や、自らニーズを表出することがなく受援に前向きでない高年齢児は珍しくない。一方で、そのようなこどもにこそ措置等解除後に地域で生活する際の様々なフォーマル及びインフォーマルな支援が必要であるため、地域のサポート資源等について積極的に把握し、活用していくことが不可欠である。

転居に伴ってケース移管される場合は、移管先の児童相談所が支援者となるが、こども本人、移管前の担当児童福祉司、移管先の担当児童福祉司が対面する機会を作ること等により、こどもが相談先となる者を明確に意識できるような引継ぎの徹底が望まれる。

# ウ 複数の自治体が関与する移管時の丁寧な引き継ぎと協議の場の設置 【A児童相談所、B児童相談所、C児童相談所】

#### (ア) 事実

- ・本児の移管元、異父兄の移管元、実母の居住地(移管先)と、複数の自治 体が関わるケース移管であった。
- ・移管先であるA児童相談所と本児の移管元であるC児童相談所は、異父兄の移管が時期尚早であると認識しており、異父兄の移管元であるB児童相談所の方針に疑義が生じていた。
- ・A児童相談所はB児童相談所に対し、異父兄が実母宅で同居に至ることが ないよう実母に伝えてほしいと依頼していたが、B児童相談所は異父兄の 居住地について実母に強制できるものではないと判断していた。
- ・移管元であるB児童相談所は、実母や異父兄の意向、異父兄が里親宅から 離れた生活を開始している実態から措置継続は困難であると考えていた。
- ・移管元であるC児童相談所は、実母や継父及び本児の意向、支援経過を踏まえ、就学時期に合わせて本児を家庭引取りとする当初の予定を変更しな

かった。

・日程が合わず、本児及び異父兄の移管元児童相談所と移管先児童相談所の 三者が揃って協議する機会がなかった。

# (イ) 問題点

- ・移管元のB児童相談所、C児童相談所は、それぞれが支援している児童の 措置解除を方針としており、本児の安全の確保や実母との関係性を踏まえ た家族全体についてのアセスメントがされず、家族の全体像を見据えた支 援を想定できないまま移管を行っていた。
- ・各自治体における本家庭への危機感には差が生じていたが、その差異が伝わらず、本家庭のリスク要因等について適切な引継ぎができていなかった。
- ・本児及び異父兄と実母は一緒に生活したことがほとんどなく、愛着形成が 十分とはいえない中での措置解除の決定に対し、移管先の児童相談所と移 管元の児童相談所の間で、支援方針の見直しに関する十分な協議がなされ なかった。

# (ウ) 対応策

自治体間や児童相談所、市区町村虐待対応担当部署等の関係機関間においてアセスメント結果や見立ての相違がある場合は、当該事例の理解を深め、リスクの適切な把握につながるものとして前向きに捉え、互いに忌憚のない意見交換ができる場を積極的に設ける必要がある。特に、本事例のように複数の自治体の関与がある場合、ケース移管に向けた事前協議は関係自治体が揃って対面で協議することが望ましい。なお、自治体間が遠距離である等の制約がある場合に備え、オンラインでの会議ができる環境を整えておくことも有効である。

また、本事例においては、これまで別々の社会的養護措置下で生活し、一緒に生活したことのない本児及び異父兄が同時に措置解除及び移管されており、家族再統合に向けて、各自治体の関係機関間で共に慎重に検討することが必須であった。特に、転居を繰り返してきた家庭の場合は転居直前の情報だけではなく、これまでの居住地や保護者の生育歴等の家族の背景等も含め、丁寧に引き継ぐことが求められる。その上で、家庭引取りによる移管の場合も、その後の状況の変化に応じて協議の場を設けることや、過去の経過等を把握している移管元の児童相談所の協力を得ながらアセスメントすることの有効性について共通の認識ができているとよい。

移管元の自治体の支援方針について、こどもの安全や安心を確保する観点 から疑義が生じた場合は、移管先の自治体から積極的に疑義についての確認 及び意見し、その説明等が妥当なものでないと考えられる場合は妥協しないという姿勢が重要である。併せて、指摘された自治体には、「他の自治体が意見すべきことでない」と捉えることなく、移管先の自治体の懸念や見解を丁寧に傾聴し、必要があれば、躊躇なく支援方針を見直すなど双方の自治体の見解をすり合わせていくことが必要である。しかし、経験年数の差によって主張しにくい等、担当者間の調整では解決しないこともある。そのような場合は、ケース移管等対外的な調整が必要な際に担当間のやり取りの膠着化、あるいは一方通行とならないよう、SVや所長間での調整をすること等の工夫も考えられる。

# エ 状況の変化に応じたリスクアセスメントの実施

# 【A児童相談所、A市虐待対応担当部署】

#### (ア) 事実

- ・異父兄については養護相談事例として捉えており、警察との情報共有ができていなかった。
- ・A市虐待対応担当部署は養護相談事例として地域の見守りが必要な事例と して関わっていた。
- ・家族再統合前に想定していた家族構成(実母、継父、本児)と異なる家族 の状態(実母は夜間不在で異父兄と本児2人で過ごすことが多い)になっ ているという認識はあった。
- ・実母から本児の性的発言について相談があり、事実確認及び行動観察のため2週間の予定で一時保護を開始した。
- ・一時保護の翌日、本児が新型コロナウイルス感染症罹患により入院となったため、性的発言や性的虐待疑いに対する事実確認及び行動観察ができないまま一時保護を解除した。
- ・本児の退院後に再度一時保護について検討したが、実母のニーズの低下も あり、一時保護の実施時期は未定となった。その後の所内検討において、 実母の相談から2か月後の長期休暇中に一時保護を実施する方針とした。

#### (イ) 問題点

- ・移管元であるB児童相談所が異父兄については虐待ではなく養護相談事例 と捉えて移管したことにより、移管先の関係機関の危機感も低下し、見守 り体制が不十分となった可能性がある。
- ・継父との離婚、実母の夜間不在、異父兄による本児の世話、本児の欠席日数の多さ等を把握していたが、A児童相談所は、実母と連絡がつくことや、 異父兄が本児の面倒をみていることを安心材料と捉えていた。

・一時保護中に新型コロナウイルス感染症罹患による入院が必要となった際に、一時保護委託を検討せずに保護解除とした上、退院後は本児を在宅に戻し、再保護の時期を実母の相談から2か月後の長期休暇中へ延期していた。一方で、性的発言や性的虐待の疑義については確認ができておらず、その対応に迅速性や実効性がなかった。

#### (ウ)対応策

家庭やこどもへの関与当初の認識や判断が虐待相談でない場合は、リスクマネジメントに影響し、重大なリスクを見落としかねない。したがって、本事例のように養護相談事例として移管を受けた場合でも、直ちに緊急性はないと判断を固定化させず、現在やこれまでの親子関係やそのエピソード等から、最重度のリスクを想定した支援となる可能性を常に念頭に置く必要がある。その上で、必要な場合には移管元の児童相談所に支援方針の見直しを求める等、状況の変化に応じたリスクアセスメントの実施、相談種別の見直し、支援方針の再検討を行うことを徹底すべきである。

また、家族の発言をきっかけに性的虐待の疑いを把握した場合、その後の家族の認識や意向が変わったとしても、本児への事実確認の必要性は変わらない。性被害や不適切な性的情報にさらされていることが推測される場合、再被害のリスクを軽減するための適切な対応が求められることから、事実確認のための面接は可能な限り早急に行う必要がある。その結果、性的虐待が相当程度疑われる場合は専門的な研修を受けた医師が行う全身診察である系統的全身診察につなげることで、虐待の既往、こどもの発達や語りの信憑性、他の傷や痣などについて所見を得られ、さらに、こどもの心理的なケアも可能となる。また、一時保護委託の必要性が生じた際は、入院中であるからこそ可能な検査や親子関係の観察があることを認識しておくことが望まれる。ただし、地域によっては一時保護委託が可能な医療機関が限られる場合もあることから、平時より一時保護委託が可能な医療機関についての情報を収集しておくことが重要である。

# オ 児童相談所と市区町村虐待対応部署間におけるリスク評価の共有と支援 方針の統一

# 【A児童相談所】

#### (ア) 事実

・A市虐待対応担当部署、本児の小学校は、実母が夜間不在にする等の不適切な養育状況に危機感を抱いており、早期の一時保護を検討するようA児童相談所に何度か連絡していた。

・A市虐待対応担当部署からA児童相談所に対し、個別ケース検討会議を開催するよう申し入れをしていた。

# (イ) 問題点

- ・A市虐待担当対応部署から、繰り返し、早急な一時保護を求める連絡があったが、A児童相談所は長期休暇中に一時保護を行うという当初の方針を変えなかった。
- ・A市虐待対応担当部署は、主体性を持って個別ケース検討会議を開催する ことができなかった。
- ・A児童相談所とA市虐待対応部署の間で、本事例に対する情報の認識や評価の結果に乖離が生じており、支援方針の統一ができていなかった。

# (ウ)対応策

児童相談所は市区町村虐待対応担当部署に助言する立場ではあるが、児童相談所と要保護児童対策地域協議会は、協働機関として互いの判断を尊重し合うことが必須である。特に、危機感に乖離が生じている場合は、より危機感を強く抱いている機関の意見を基に再度アセスメントし、丁寧に意見をすり合わせていくことが必要である。その際、より強く危機感を抱いている機関は、こどもの安全や安心が守られていないという根拠となりえる事実を整理の上、粘り強く他方に伝えることが求められる。

また、家庭やこどもの状況等に対する評価に差異が生じないよう、市区町村虐待対応担当部署と児童相談所が同行訪問を行い、事実の確認から見立てとリスクアセスメントを共有することも有用である。なお、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議は、調整主体である市区町村の判断でも開催できることから、市区町村虐待対応担当部署が個別ケース検討会議の開催が必要であると判断した際は主体的かつ積極的に開催するべきである。加えて、こどもの安全な暮らしが確認できない場合は、躊躇なく一時保護を行うことの徹底について改めて認識すべきである。さらに、関係機関で連携して見守りによる支援を行う場合は、その具体的方法や内容についてあらかじめ共有しておき、共通の認識で対応できるように調整しておく必要がある。

# カ 関係する地域資源と連携した見守り体制の構築

# 【A児童相談所】

# (ア) 事実

- ・関係機関は、本児の成長曲線を作成して評価できていなかった。
- ・学校医やスクールソーシャルワーカー等への相談や情報共有等をしておら

ず、支援・介入において関係者として参画させていなかった。

- ・医療機関に対し、本児入院時の栄養状態の評価、母子の様子の情報等を求 めていなかった。
- ・A児童相談所は、要保護児童対策地域協議会に医療機関を参画させること を想定していなかった。
- ・実母の夜間放置による警察介入時、本児に傷や痣はなかった。
- ・事案発生5日前、家庭訪問したA市虐待対応担当部署の職員は、部屋の奥 にいる本児の姿を玄関先から遠目に確認していた。
- ・事案発生 10 日前、深夜に本児と異父兄がコンビニにいたことから、A児 童相談所は警察からネグレクト(夜間放置)による通告予定との連絡を受 けた。
- ・警察から実母に対する指導に実母が素直に応じていたこと、本児だけでなく異父兄が一緒にいたことを安心材料と捉え、直ちに一時保護するような緊急性はないと判断した。
- ・本児の新型コロナウイルス感染症罹患により一時保護が解除されるなど、 他の関係機関から危機感を伝えられる等のエピソードがあったが、A児童 相談所は、長期休暇中に実母の同意を得て一時保護をするという方針を変 更しなかった。

#### (イ) 問題点

- ・本児の心身、精神面の医学的・心理的な評価が行われていなかった。
- ・試験外泊や家庭復帰前後の本児の身長体重、栄養状態の評価が行われてい なかった。
- ・家庭復帰後に心理面接を含め、本児の意見を聞く機会が不十分であった。
- ・事案発生5日前にA市虐待対応担当部署が訪問時に本児の姿を確認したが、 本児に近寄ることができず、本児の傷や痣等の有無の確認はできなかった。
- ・実母の夜間放置は、実母の同意を得ずに保護する最大の契機と捉えられる べきであったが、異父兄が一緒にいたことを安心材料とし、その緊急性を 低く見積もり、一時保護を実施しなかった。
- ・長期休暇中の可能な時期に一時保護をするという方針について所内で確認 していたが、一時保護に向けた具体的な支援・介入計画はなかった。

#### (ウ)対応策

医療機関、学校医、スクールソーシャルワーカー等の地域資源については、 見守りを行う際の協力機関の1つとして捉え、平時から相談や情報共有がで きる体制を整えておくことが望まれる。例えば、かかりつけの医療機関は、 進級や転居によって担当者や担当機関に変更がある場合においても、かかりつけの医療機関は継続的に関わることが想定され家庭を見守る役割を担ってもらうことが期待できる。見守りを行う際の協力機関がこどもを目視した際に適切に傷や痣を確認できるよう、児童相談所や医療機関の医療関係者を講師とした研修の機会を作るなども、地域の見守り体制の充実に有用である。また、重大な児童虐待事案は長期休暇中に起こる可能性が高いという認識を関係機関間で共有し、長期休暇中の支援体制については関係機関と十分に協議を行い、見守り体制における役割分担を明確にする等の対策を講じることは必須である。その際、どのような情報を共有し、どのように対応するのかといった具体的な目安を定めておくことが必要である。

加えて、要保護対策地域協議会に様々な関係機関が参画することにより、 それぞれの視点を活かした評価を可能とし、アセスメントの幅を広げること となる。例えば、成長曲線は、保護者の養育状況を判断するための身体に関 する客観的な評価となるが、保健・医療関係者の参画により、これらに関す るアセスメントが付加され共有することができる。

# キ 高年齢児への支援

# 【A児童相談所】

# (ア) 事実

- ・異父兄は、外出を繰り返す実母に代わり本児の世話を行っていた。
- ・異父兄について、主に自立に向けた就労支援の対象として認識しており、 本児との関係においては実母の養育を補完する者と認識していた。

# (イ) 問題点

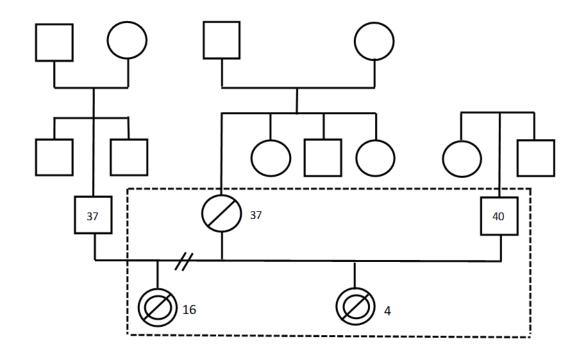
- ・家庭が機能不全であるほど、家庭におけるこどもの役割と負担が大きくなることを認識する必要があるが、異父兄を支援・介入の対象として捉える 認識が不足していた。
- ・異父兄の相談先となることを伝えておらず、相談先として機能していなかった。

#### (ウ)対応策

高年齢児であっても、学習や就労等に関する支援だけに限らず、低年齢児と同様に、安心・安全な生活ができるような支援の対象として認識し、その支援者の存在をこどもに認識してもらう必要がある。なお、本児と異父兄のような複雑な関係性のきょうだいの場合には、それぞれの生育歴等に即した丁寧な支援を行うため、別の担当者とすることが望ましい。

また、本事例に限らず、養護相談から非行相談へと取り扱いが変化するタイミングや義務教育を修了するタイミングで支援が薄くなる事例は、度々見受けられる。関係機関は、支援が薄くなる時点を迎える前に、今後の支援方針や自立に向けた方向性等を整理しておき、高年齢児に対しては、特に確実に相談先を確保し、丁寧な支援方針を検討することが求められる。

# ③ 16歳の長女が実母とその再婚相手の暴行等により死亡、同日、4歳の次女と実母が無理心中により死亡した事例



# ア 概要

- ・長女が小学2年生のときに実父母が離婚し、長女は実父に引き取られ、親 権者が実父となった。
- ・実父母の離婚から1週間後、実家の援助が得られないため長女を一時保護 してほしいと、実父から市役所へ電話相談があった。
- ・市役所から連絡を受けた児童相談所は、相談日が休日だったこともあり、 翌日改めて来所相談するよう伝えた。
- ・同日、実母が長女の面倒を見てくれることになったと実父から市役所に連絡があり、市役所から児童相談所へ電話連絡し、対応は終了した。
- ・約1か月後、長女が夜間に1人で戸外に出ていると近隣住民から児童相談 所に通告があった。通告の翌日の日中に帰宅した実父に対し、児童相談所 から指導した。
- ・児童相談所は通告受理後、所属調査や実母への電話連絡をした。その後は、 通告受理後から半年後に実父及び小学校に電話連絡し状況確認を行い、夜 間の放置が改善され他の虐待要素もないと判断し、助言指導、所属等の見 守りとして終結した。
- ・長女が小学4年生のとき、実母が再婚し、翌年に次女が出生した。

- ・長女が中学1年生のとき、夜間に友人宅を遊び回ることについて実父から 児童相談所へ電話相談、一時保護の希望があった。翌日、家族会議を行い 一時保護の希望は取り下げることになったと、実父から電話連絡があった。 同時期に、長女が実母宅で生活し始める。
- ・実父の電話相談から1か月後、生活状態が改善しているという中学校の情報をもとに、児童相談所の関与は一旦終結(助言指導)とした。実父とは、相談受理以降は一度もやりとりができていなかった。
- ・長女は、中学1年生の3学期以降、欠席が増えていった。
- ・不登校状態になった長女に対し、中学校の担任は家庭訪問を提案していた が実母に断られて一度も訪問できなかった。実父には不登校について説明 していなかった。
- ・長女が中学3年生の頃、長女、実父、担任の三者面談が行われたが、長女 の希望で、不登校の事実について実父に伝えなかった。
- ・事案発生7か月前に実施した長女、担任、元担任による学校での面談が、 長女を最後に目視できた機会となり、その後、担任から長女への連絡は電 話連絡からメールになり、状況が確認しにくい状態となっていた。
- ・本事案発生による救急搬送時、長女は全身の痣、複数の肋骨骨折が確認された。
- ・実母は、母方祖父母の逮捕等の生育歴があり、社会的養護の経験者であった。

# イ 状況の変化に応じたリスクアセスメントの実施

#### 【児童相談所】

#### (ア) 事実

- ・過去にネグレクトがあった事例の再開受付であった。
- ・長女が中学1年生のときの実父からの相談は非行に関する内容で、児童相談所の家庭訪問は実施されなかった。相談受理から1か月後、長女の非行に改善が図られたとし、児童相談所は関与を終結した。
- ・児童相談所は1度目の通告時以降、実父や長女に直接会うことは無く、実 父や学校を通した電話連絡による状況確認を行っていた。また、長女の生 活拠点が実母宅に移った後も、実母とは一度も会わなかった。また、継父 の存在についても把握していなかった。
- ・長女が実母宅で生活するようになった当初、長女の学校生活は安定していると中学校から情報提供を受けていた。
- ・実父との連絡はとれないままであったが、中学校からの聞き取りした情報 をもとに、児童相談所の関与を終結(助言指導)とした。
- ・児童相談所の関与の終結時、中学校へは長女の登校状況や生活態度の見守 りを依頼していたが、依頼内容は具体的でなく、学校内でも共有されてい

なかった。

・児童相談所は実母がその生育歴上、孤立するなど社会生活を送るうえで大きな困難を抱えていることを認知していた。

# (イ) 問題点

- ・非行相談として受け付けたことにより虐待に対するリスクアセスメントが 実施されなかったため、虐待への危機感が薄く、要保護児童対策地域協議 会の登録に至らなかった。
- ・長女が中学1年生のときの相談による関与期間において、児童相談所は一度も実母、実父、長女に会うことはなかった。
- ・中学校からの長女の登校状況や生活の様子についての情報のみによる表面 的な安全確認に終始し、長女の生活実態や実母の再婚に伴う家族構成の変 化や家族構成員間の力動等について把握しないままで、関与の終結を判断 していた。
- ・児童相談所の関与の終結時、中学校へは長女の登校状況や生活態度の見守 りを中学校に依頼していたが、具体的でなく、依頼内容は学校内で共有さ れていなかった。
- ・要保護児童対策地域協議会への登録や、終結にあたり市区町村虐待対応担 当部署に繋ぐ必要性について検討しなかった。
- ・実母は、自身が置かれた困難な状況を抱えて生きていく中で、社会的に孤立が深まった可能性があった。

#### (ウ)対応策

過去に虐待で関与した事例の支援を再開する場合、他の相談種別となっていたとしても、関係機関とともに慎重かつ十分なアセスメントを行うことが大事である。なお、非行の背景には保護者のネグレクトの可能性があるという視点も意識しておくべきである。

また、本事例のように保護者やこどもに会えない場合、児童相談所が中学校に出向いて長女と面接する等の工夫が考えられる。それでもこどもや保護者に直接面会できない場合、関与の終結の判断は、関係機関とともに慎重に検討する必要がある。特に、本事例においては、両親の離婚、ステップファミリー、転居、過去の虐待対応歴及び長女自身の非行相談歴等の複雑な背景を踏まえ、直接会えないという事実を重要視する必要があった。また、児童相談所は終結と判断した場合、中学校に対して登校状況や生活態度の見守りを行う中で児童相談所へ報告を求める状況等について具体的に依頼するとともに、依頼後のフォローアップ体制、関与の再開の条件を中学校など関係機

関と事前に共有しておくことが望ましい。

報告を受けた児童相談所は、多忙等の理由で十分な検討を行わないまま関係機関の判断を再評価せず、関係機関から相談がないため問題ないと捉え、重大な問題が見過ごされた事例は過去にも少なくない。関係機関からの情報や連絡内容については改めて評価し、常に主体的に判断するよう心がけることが必要である。

加えて、相談支援にあたっては、こども自身についてのみでなく、実母が周囲の支援を得難い環境にあることを念頭において、こどもを取り巻く家庭全体の生活状況の把握に努めることが必須である。本事例においては、こどもの安全確認による見立てが固定化し関与の終結に結び付いていたが、こどもの生活場所の移動に伴う家族構成や生活状況の変化の把握と見立ては不可欠であり、これまでの経緯や今後の予測に基づき、積極的かつ継続的に生活状況の把握を行う必要があった。これらの家族全体の生活状況を把握するためには、児童相談所のみでなく、中学校等の他機関との密な連携により、多角的な視点や様々な場面に関する情報収集とアセスメントが有効である。

# ウ 高年齢児への支援

# 【児童相談所】

# (ア) 事実

- ・小学2年時の1度目の通告時以外、児童相談所から長女に直接アプローチした機会は無く、長女と直接話すことは無かった。
- ・長女は救急搬送時、全身の痣、複数の肋骨骨折が確認された。
- 長女は不登校だったため、数年間にわたって家庭状況が把握できず、どのような養育環境下に置かれていたのか不明であった。
- ・長女が衰弱状態であるという異変に、近隣住民含め周囲は誰も気づいてい なかった。

#### (イ) 問題点

- ・長女との信頼関係の構築を図らなかった。
- ・長女にとって、児童相談所はSOSを発信できる機関になっていなかった。

#### (ウ)対応策

学齢期の不登校状態のみであれば、虐待のリスクが高いとまでは言えない。 しかし本事例の場合、両親の離婚、転居、家族構成の変化、過去の児童相談 所の関与歴等の事実を踏まえると、不登校状態であること自体に一定のリス クがあったと捉えられる。 長期欠席で不登校状態が続いている場合は、こども本人を目視確認するという原則に従い、本人だけではなく、家庭状況、地域状況も含めて確認することが重要である。こども本人の目視確認ができない場合は、リスク要因であることを十分に認識すべきである。

また、本事例のように高年齢児の場合、児童相談所の役割、助けを求めることができる機関として認知してもらえるよう、こどもに直接アプローチする等の介入も必要であるが、同時に、高年齢児であっても様々な理由から自ら逃げることができず、SOSを出せない状況に陥ることもあることは想定しておくべきである。

#### 【教育機関】

#### (ア) 事実

- ・長女の小学校卒業時、中学校へ長女の非行に関する情報は引き継ぎを行っていたが、小学2年生のときの実父による虐待の通告歴については、その後、特に問題が発生しなかったために引き継がなかった。
- 長女が不登校状態となった当初、担任は長女と電話連絡ができていたが、 その後はメールによる連絡へと変化していった。
- ・中学校卒業時には、担任からメールを送っても返答がなく、連絡がとれなくなっていた。
- ・担任は、実母に連絡をしても会えない状態が続いていた。
- ・長女や保護者の対応を学校の組織全体で共有されていなかった。
- ・長女は救急搬送時、全身の痣、複数の肋骨骨折が確認された。
- ・長女が衰弱状態であるという異変に、近隣住民含め周囲は誰も気づいてい なかった。
- ・長女は不登校だったため、数年間にわたって家庭状況が把握できず、どの ような養育環境下に置かれていたのか不明であった。

# (イ) 問題点

- ・長女の登校状況や実父とのトラブルもなかったため、過去の児童相談所の 対応歴に対する認識が年々低下し、小学校卒業時には重視されずに中学校 への引継ぎは行われなかった。その結果、中学校は非行問題のある児童と 捉えたのみで、被虐待児という認識はできていなかった。
- ・長女の生活場所が実母宅に移って以降、中学校は長女や保護者とも会えない状況が続き、長女の生活実態を把握できていなかったが、長女の不登校 状態やその対応状況について、学校内で共有されていなかった。
- ・関係形成が困難な保護者への対応について、学校全体で情報共有する仕組

みやルールがなく、虐待リスクに関する認識が共有されていなかった。 ・長女にとって、学校はSOSを発信できる機関になっていなかった。

#### (ウ)対応策

転居、離婚や再婚、きょうだいの出生等の家族構成、支援者の存在を含む家庭を取り巻く環境の変化等により、潜在化していた虐待のリスクが再燃することは少なくない。したがって、こどもの見守り支援の役割を担う所属機関である学校は、虐待に関して把握している履歴等については、些細な事項であっても、進学先や転居先の学校に必ず情報提供を行うことが必要である。さらに、こどもの異変やこどもに関する問題について、学校は個人の判断ではなく組織として情報を共有することが重要であり、特に、本事例のように所在確認ができない場合は児童相談所に相談する方針をルール化すること等も考えておくことが必要である。そのためには、学校内で共有するべき問題やその程度を明確化し、全職員で認識を統一しておくことが重要である。

学齢期の不登校状態のみであれば、虐待のリスクが高いとまでは言えない。 しかし本事例の場合、長女両親の離婚、転居、家族構成の変化、過去の児童 相談所の関与歴等の事実を踏まえると、不登校状態ということ自体に一定の リスクがあったと捉えられる。学校は、早期に児童相談所に情報提供や対応 にかかる助言を求めるなどし、再度児童相談所との連携を検討すること等も 必要であった。

加えて、長期欠席で不登校状態が続いている場合は、こども本人を目視確認するという原則に従い、本人だけではなく、家庭状況や地域状況を含めて確認をすることが重要である。ただし、目視できない場合は、それ自体が危険のサインであることを十分に認識すべきである。

本事例において、学校は児童相談所に見守り支援を依頼されていたが、その具体的な内容について確認する等をせず、学校として求められた役割について認識の統一ができていなかった。見守り支援を行う際には、児童相談所からの依頼内容を明示的に確認し、児童相談所に報告するべき状態などについて共有することの重要性を意識するとともに、学校内の関係者が同様の意識の下で見守り体制を構築することが重要である。

不登校状態に至る背景はこどもによって多様であり、一律のルールに基づいた対応は困難だが、こどもの置かれている状況を積極的に把握することを第一に考え、実行するための仕組みが必要である。その際、担任や担当学年の関係者といった一部のみで対応せず、早期から学校全体で情報を共有し、適宜、スクールカウンセラー等の資源も活用しながら方針を検討し、支援を行うことが望ましい。

# エ 支援機関の体制の強化

# 【児童相談所、市区町村虐待対応部署】

# (ア) 事実

・実父から長女を一時保護してほしいと電話相談を受けたが、相談日が休日 であったこともあり、児童相談所は翌日改めて来所相談するよう伝えた。

# (イ) 問題点

- ・相談受理時、関与終結時のいずれの時点においても、児童相談所と市区町 村虐待対応担当部署との間で、相談内容に応じた連携・協働のあり方につ いて検討することはなかった。
- ・長女の一時保護について実父から希望があった際、相談日が休日であること等を理由に、相談内容の詳細の把握や支援方針の検討をすぐに行わなかった。

# (ウ)対応策

市区町村は子育て短期支援事業等の実施主体でもあり、児童相談所とは異なる立場からの支援が可能である。家族の状況やニーズに応じて地域の社会資源を活用した支援体制を整えられるよう、児童相談所と市区町村虐待対応部署が協働した家庭や生活状況の把握、連携体制の構築が必要である。

また、一時保護の希望については、相談日によらず、迅速に相談内容を把握し、支援として求められている内容に対して、適切な支援を検討すべきである。

#### オ 母子保健の特性を活かした支援の強化

#### 【市区町村母子保健担当部署】

#### (ア) 事実

- ・次女の乳児家庭全戸訪問は、保護者の希望が無かったため実施されなかった。
- ・次女の乳幼児健康診査時、特に心配な点はないと判断されていた。

# (イ) 問題点

・次女の家庭訪問を通して、家庭の状況を把握することができる機会として 活かすことができていなかった。

#### (ウ)対応策

乳児家庭全戸訪問は広く一般の母子を対象とし、ポピュレーションアプローチとして行われる子育て支援事業であり、リスクや家族のニーズが顕在化

していない家庭においても家庭の養育状況等を丁寧に把握できる貴重な機会となる。養育状況におけるリスクの程度は、子育ての経過とともに揺れ動くため、虐待予防及びリスクの早期発見の観点から保護者が必要性を感じていない場合においても、乳児家庭全戸訪問事業の趣旨や内容が保護者に理解されるよう働きかけを行い、ポピュレーションアプローチとしての全戸訪問の機会を確実に活用し、乳児のいる家庭の生活実態を把握することを重視すべきである。

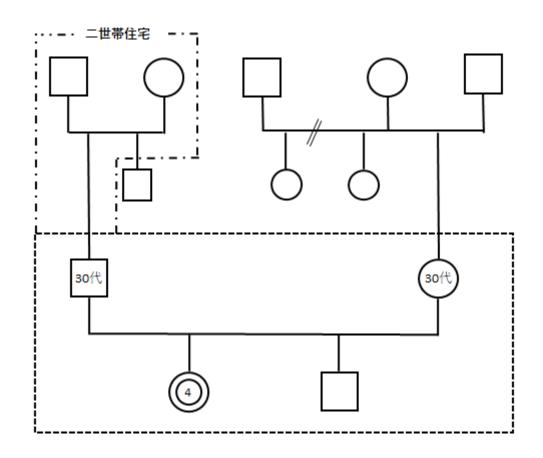
# (2) 重症事例

本委員会では、生命の危機に関わる受傷や衰弱死の危険性がある重症事例の うち、父母間や家族の関係性に着目した1事例について、都道府県、市区町村 及びその関係機関等を対象に、事案発生当時の状況や対応等の詳細に関してヒ アリング調査を行った。重症事例については、重篤な事態に至った背景を把握 し、死亡に至るリスクを軽減するために重要と考えられる取組や受傷した児童 及び家庭への事案発生後の支援の状況等について死亡事例とは異なる視点での 考察が可能である。

ここでは、事例の概要を踏まえて多くの事例に潜んでいるリスクとその背景 にある要因について検証することで、虐待の未然防止や重篤化防止の一助とな ることを期待する。

※以下のうち、事例の事実に関する記載は、個人情報保護に配慮した上で概要として記載している。

# ① 児が実父から床に叩き落とされ頭部外傷となった事例 ア 概要



# (ア) 主な経過

- ・本事案は、自宅での食事場面で当時4歳だった野菜を食べないといった偏食のある本児が提供された食事を食さず、本児と実父が口論になったことから発生した。
- ・本児の乳児家庭全戸訪問で、実母は実父や父方祖父母の協力があり、育児 負担は少ないと話していた。
- ・本児の4か月児健康診査で、実母が貧血で内服治療をしていること、疲労感の出現があったことから市区町村母子保健担当部署は要支援とし、継続して関わるために育児教室の案内をしたが、実際には積極的な支援とはならなかった。
- ・本児の1歳6か月児健康診査で、実母は問診票に食事で困っていることはないと回答し、具体的な相談もなかった。一方、朝食から非常に多彩な野菜料理を準備しているとの回答もあった。実母の疲労感は継続して出現していたが、受診と内服はできており、やりとりは問題なくできていた。実母からの相談希望はなかったが、電話相談の案内を行い、いつでも相談できる旨を伝えた。
- ・3歳児健康診査で、実母から本児の偏食や嫌いなものを食べて嘔吐したことが複数回あったと困り感のある発言があり栄養士による相談を案内したが、実際には本児の弟の離乳食に関する相談のみで、本児の栄養相談の希望はなかった。
- ・本児は年少時に食事のことで実父に叱られたことで大泣きをしながら登園 し、その日の昼食を食べることができなかったことがあった。
- ・本児の搬送時、両親とも本児が自宅内のソファーから転落して頭部を打ったと説明したが、受傷機転と受傷程度が合致しないことから病院から児童 相談所に虐待通告があり、児童相談所は本児と弟の一時保護を実施した。
- ・一時保護の実施後、本児と弟は実母とともに母方の親族宅へ転居し、実父 との同居を解消した。
- ・事案発生後、実父との再統合に向けて、親子交流プログラムを実施した。
- ・事案発生前も、本児が偏食により提供された食事を食さなかったときに、 実父はしつけのために本児に対して叱責や暴力を行うことがあったが、実 母は本児に対する実父の叱責や暴力を止めることができず、市区町村母子 保健担当部署にも本児の所属機関にも相談することはなかった。

# (イ) 家族の背景から考えられること

・実父は物事を多角的、柔軟に捉えることが苦手で、ストレスをためやすく 体調を崩したり、自身の感情をコントロールしたりするのが苦手だったと 考えられる。

- ・実父は父方祖父母から幼少期に食事の食べ残しや好き嫌いに対して厳格なしつけを受けて育てられたことによって、自身の子育てにおいても、自分が受けていた厳しいしつけをしなくてはならないという価値観で再現していたと考えられる。また、親子間においてコミュニケーションが十分になされず、実父が自身の感情を認知、コントロールし、言語化して本児に伝える機会も乏しかったと推測される。
- ・実父は自身の価値観や育児観に合致した行動を家族に対して強く求めていた。 ・実文は自身の価値観や育児観に合致した行動を家族に対して強く求めていた。 ・実であると認識していたと考えられる。
- ・実母の養育に対しての実父による干渉、こどもに対する暴言・暴力等の日 常生活における実父の不安定な感情表出により、夫婦間のパワーバランス が傾き実母は実父に逆らえない状況となっていた。
- ・実母は父方祖父母に対して本児の養育に関与してくれるが、気を遣うことがあると感じていた。
- ・実父の厳しいしつけの問題に対して父方祖父母の関わりは希薄であり、実 母が相談できる関係性ではなかった。

# イ 多くの事例に潜んでいるリスクとその背景にある要因

# (ア) 家庭内、パートナーシップ間のパワーバランスを考慮した支援

本事例では、実父からこどもへの身体的虐待のみならず、受傷機転について実母が実父に従って虚偽の説明をするなど父母間のパワーバランスが父側に傾いていた。このように、家庭内でパワーバランスが傾くことは決して特例的なことではなく多くの家庭に起こり得る。父母間の関係性が非対等であると、行き過ぎたしつけ行為に対してパートナーが制御できず支配されている状況になる。本事例においても、実父の食事へのこだわりによる本児への必要以上の干渉やしつけなどを行う夫婦間の支配的な関係性のなかで実母は抑うつ的となり、実父の怒りの感情の矛先が本児に向かっても本児を守ることより実父の意向を優先せざるを得なかったと考えられ、そのことが重大被害を助長したと推測される。

本事例の場合、非対等な関係性に至る背景には父母の生育歴や養育環境も大きく影響していると考えられる。加えて、家庭内において主な収入源は実父であること、父方祖父母との二世帯住宅に居住していること等も、実父との間に非対等な関係性を生じさせ、実母が自身の思いを率直に言語化することを困難にしてきたと考えられる。

育児に熱心な父親像には、父親の育児に対する強いこだわりや曲げられな

い育児観が潜んでいる可能性があり、家庭内でこどもの安全を守るためのバランスが取れているかを考慮しなければならない。その際、身体的暴力がないモラル・ハラスメントを含んだ非対等な関係性もDV的な構造であるという社会全体の認識が重要となる。

こども虐待の背景に父母間のDVが併存している事例は、これまでも多く指摘されている。児童相談所は、こどもを中心において支援する機関であるが、こどもの健やかな成長には健全な家庭環境が必須であり、DVは家族の構造的問題にも影響するため、家族全体の生活実態の把握と家族関係の構造的なアセスメントが重要である。その際、密室化により家庭の情報が得にくい家庭においては、市区町村母子保健担当部署やDV対応担当部署等のこどもとその家族を取り巻くすべての関係機関が連携し、家庭内のパワーバランスも含めた多面的なアセスメントと支援が求められる。家族の中で支配的な関わりがないかアセスメントを行い、具体的な援助希求がなかったとしても一歩踏み込んだ関わりを持つよう心掛け、虐待を未然に防ぐ突破口になることが求められる。さらに、本事例のように祖父母と同居していることが必ずしも養育の一助となるわけではないため、祖父母の存在がこどもとその親にとってどのような影響を及ぼすのかなど家族機能の構造的なアセスメントも重要である。

# (イ) 育児のこだわりを踏まえたリスクアセスメント

本事例のように保護者に育児に対する強いこだわりがある場合、その背景には父母の偏った考えやこだわりによる不適切な養育、父母間のDV関係がある可能性も考慮する必要がある。本事例においても、本児の偏食という一般的な養育場面で生じやすい問題であるが、その背景には偏食をなくすことに固執し、厳しいしつけが必要と考える実父の存在があった。その育児観は、実父自身の生育歴や養育環境に大きく影響されて構築されたものと推察される。さらに、実母は実父の本児への暴力を制止できず、実父を怒らせないように本児に野菜を食べさせるためにはどうしたら良いかということが困り感の大部分を占めていたと考えられ、関係機関では父母間のパワーバランスについて、家族全体を捉えた情報収集とアセスメントが十分に行われていなかった。正しい育児という定義がないように、保護者の数だけ育児に関する思いや価値観がある。その中で、育児に対する強いこだわりがある場合、決して否定するのではなく、まずは保護者がどのように考え、何に困っているのか専門職として丁寧に耳を傾け、どのような背景があるのか探ることが重要である。

本事例においては、本児の偏食に対し様々な工夫をしても食べないのだか

らしようがないと思えないところが相談の根幹であり、専門職として断片の情報を統合し、育児に対するこだわりの背景にある保護者の偏った考えやそれに伴うリスクをアセスメントする力量が問われている。支援者として、保護者の育児観に寄り添いつつも、こどもの安全や安心が守られているかということを常に最優先に考える必要がある。

# (ウ) 虐待やDVに繋がり得るエピソードや表出されない援助希求への気づき

関係機関では、それぞれの専門職が自身の専門性や役割を切り口に家庭状況や関係性について耳を傾けることで、虐待のリスクを把握できる可能性がある。それは、こどもの所属機関や市区町村母子保健担当部署であることも十分にあり得る。

特に市区町村母子保健担当部署は、ポピュレーションアプローチである乳 幼児健康診査等の事業を通して全てのこどもと家庭に出会うことができ、虐 待予防の視点に立って母子の心身のリスクを把握できるという点で、児童虐 待の発生予防及び早期発見の効果が期待されている。本事例において、市区 町村母子保健担当部署は乳幼児健康診査の場面で、実母に食事摂取量の減少 や疲れやすい等の症状があること、本児の偏食、実母は毎日多彩な野菜料理 を調理し本児の食事の準備に多くの時間を要していることを把握していた。 これらの背景には、食事のしつけに暴力を伴うほどの強いこだわりがある実 父の意向の影響があったと考えられるが、父母間の非対等な関係性のため、 実母自身が具体的に自身の困り感を認知、言語化し、支援を求めることが困 難であったと推測される。困り感や具体的な支援を求める発言がない場合に おいても、決して困っていないわけではなく、表出されない支援ニーズは存 在しているということを念頭において関わらなければならない。乳幼児健康 診査等の母子保健施策において、本事例のように偏食というこどもの問題を 抱える家族に、専門職が虐待予防の視点に立って、さらに詳しく耳を傾ける ことで、こどもへの虐待を未然に防ぐための糸口となる可能性がある。こど もの権利と安心、安全な生活を守ることに繋げるため、要保護児童対策地域 協議会の枠組みの中で躊躇なく情報提供や相談ができる体制のために一歩踏 み込んだ組織的な関わりが求められている。情報提供を躊躇する理由として は、母子保健担当部署と市区町村虐待対応担当部署間において、児童虐待予 防のために情報共有すべきリスクアセスメントのスケールが統一されていな いこと、虐待に繋がり得るエピソード等の小さな気づきを情報共有する体制 が双方に整っていないといった課題が考えられる。改正法において設置が努 力義務となるこども家庭センターにおいて、支援が必要なこどもや家庭等の 情報連携や一体的なマネジメント体制の構築が期待される。

また、本事例の実母のように抑うつ傾向がある場合など、支援が必要な妊産婦は自らそのことを訴えることができないことが多いことから、メンタルヘルスケアのためのスクリーニングツールとして、新生児訪問時等において全ての産婦にエジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)等を活用することが有用である。引き続き、必要な支援に繋ぐためのアセスメントをするための尺度としてツールを有効に活用することを検討していただきたい。

また、こどもの所属機関は、こどもや家族と日常的に接点が持てるため個々の養育環境や家族の関係性についても把握しやすい。家庭の中で異変が起きていること、例えば、実父が本児の食事面のしつけに非常に厳しいという情報や、実父が食事面で怒ったため大泣きして登園し昼食も食べられずに帰ったという情報を日常の出来事として捉えるのではなく、家庭内の小さなリスクとして推察することも重要である。こどもの所属機関は、こどもの安全を守る地域のネットワークの一員として重大事案に至る前の早期に対応できる重要な役割を担っているということを認識し、日頃の関わりの中で把握した気づきを見逃さず、機を逸することなく組織的な対応につなげていくことが必要である。加えて、保育所や認定こども園、幼稚園といった施設類型にかかわらず、定期的に市区町村等と情報共有する機会を設ける等、虐待やDVに繋がり得るエピソードや表出されない援助希求といった気づきを地域で共有できることがこどもとその家族の全体像を理解することにつながる。そのためにも、児童虐待とDVの関連性や家族システムへの着目、家族関係への支援について関係機関の認識やスキルの向上が求められる。

#### ウ 重症事案発生後の家族への支援

本事例のように、こどもだけではなく母親も暴力や支配の基に置かれていた場合は、児童虐待に対する介入に加えて、父母間のDV関係に対する介入を行うことが重要である。その際、支援者自身が家族の支配的な関係性を理解したうえで、父母が家庭内のパワーバランスを認識できるよう心理的アプローチ等を実施することが求められる。さらに、こどもの成長に伴い新たに表出される行動などに父母が適切に対応し虐待の再発防止ができるよう、継続的に支援することが必要である。父母間がDVによる支配的な関係性であると、母親が父親の支配を超えて外部にSOSを明確に発信することが難しい場合が多い。父親から加害があった時には、母親自身とこどもの安全確保を最優先とし、母親が自身の主張を適切に相手に伝えられるような関わりが持てるよう、必要なときにいつでも相談できる支援機関として、DV関連部署につなげるとともに定期的なメンタルサポートを行う必要がある。

家族の再統合に当たっては、父方祖父母も含めた家族全体の構造的な問題についての認識を促し、問題を生じさせている原因や要因を振り返って理解できるようにすることが必要である。そして、DVについても、当事者に自覚がない場合は、関係性の問題について客観的な評価を伝え、認識できるようにすることが重要である。したがって、実父の単なる反省ではなく、家庭内のパワーバランスの崩れなど本事案が起きるに至った構造を祖父母を含めた家族全体で理解した上で、今後、しつけの必要な場面においても、家族全体で問題を認識して再発防止に取り組んでいけるよう関係者が支援していくことが求められる。支援は父母のどちらか一方にだけ行えばよいのではなく、特に父親への支援も不可欠である。支援過程を含めて家族を包括的にアセスメントし、家族と本児の意向も踏まえた上で、家族の再統合に向けて慎重に判断することが重要である。

令和4年 12 月に成立した令和4年民法等の一部改正法により、親権を行う者につき、子の監護及び教育をするに当たっては、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないことが明文化された。こどものしつけや育児に悩む保護者が、こどもの成長発達を理解し、体罰によらない育児ができるような体制づくりが求められている。事案が発生した時点だけではなく継続的な支援を行うことにより家族全体がエンパワーメントされ、必要な援助希求に結びつく。そのような相談関係が成立するよう関わりが持てること、そして、社会全体に対するマルトリートメント予防の徹底が虐待の未然防止につながる。